

# 下関市上下水道局指定給水装置工事事業者 各種届出等のご案内

## 1. 指定事項の変更及び主任技術者選任・解任の届出

◎名称及び所在地等の指定事項に変更があったときは、変更があった日から30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」（水道法施行規則様式第10号）を必ず提出してください。

◎給水装置工事主任技術者を選任・解任する場合は、当該事由が発生した日から2週間以内に「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（水道法施行規則様式第3号）を必ず提出してください。

### ＜添付書類＞

届出の種類		定款の写し	登記簿の謄本	住民票の写し	誓約書	備考
指定事項の変更	氏名又は名称	法人	○	○		定款は直近のもの。  登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、住民票は発行日から3か月以内のもの
		個人			○	
	住 所	法人	○	○		
		個人			○	
	代 表 者	法人	○	○	○	
	役 員	法人		○	○	
主任技術者の選任・解任	法人					選任には、給水装置工事主任技術者の免状又は技術者証の写しが必要です。
	個人					

◎事業者の承継（個人・法人を問わず）の場合は、次頁の3. 廃止の場合と指定事項変更の場合を参照してください。

## 2. 事業の廃止、休止又は再開の届出

◎事業を廃止、休止又は再開するときは、「給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」（水道法施行規則様式第11号）を必ず提出してください。

◎廃止、休止については、当該廃止又は休止の日から30日以内に提出してください。

◎廃止、休止の場合は、「指定給水装置工事事業者証」を返納してください。

◎再開については、当該再開の日から10日以内に提出してください。

※届出受理後に「指定給水装置工事事業者証」をお渡しします。

### 3. 廃止の場合と指定事項変更の場合

- ◎法人・個人を問わず事業者の継承（個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立）は**指定事項の変更ではありません。**この場合には「廃止」→「新規申請」の手続きとなります。
- ◎法人の組織変更（有限会社→株式会社）の場合は、指定事項の変更となります。詳しくは下表のとおりとなります。

#### 【届出方法】

法人	組織変更	有限会社→株式会社		指定事項変更届	
		合名会社・合資会社間			
	合併	指定工事店Aと指定工事店Bが合併	AがBを吸収合併		Aは指定事項変更届、Bは廃止届
			新会社Cを設立（新設合併）		A、Bともに廃止届、Cが新規指定申請
		Aと指定工事店Bが合併	Aが指定工事店Bを吸収合併		Aは新規指定申請、Bは廃止届
			新会社Cを設立（新設合併）		Bは廃止届、Cが新規指定申請
個人	組織変更	個人→法人		廃止届、新規指定申請	
	相続	代表者が死亡し、相続人等が事業を継続したい場合			

#### ◎廃止・新規指定申請の時期

まず、新会社名で新規指定の申請を行います。元の指定工事店は、新会社が指定を受ける前に受付していた工事が全て終了した後で元の指定工事店名で廃止届を提出してください。（施行中の工事の施行業者を変更する事になり、事務手続きが煩雑になるため。）

### 4. 事業運営内容に変更があった場合

◎事業運営に関する確認書で提出した内容に変更があった場合は、「下関市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業運営内容変更届出書」（指定給水装置工事事業者規程様式第4号）を必ず提出してください。

### 5. 指定給水装置工事事業者証に変更があった場合

◎指定給水装置工事事業者証に記載された内容に変更が生じた場合は、「下関市上下水道局指定給水装置工事事業者証の書換え交付申請書」（指定給水装置工事事業者規程様式第5号）により書換え交付を申請することができます。申請する場合には、現在交付している指定給水装置工事事業者証を添えて、申請書を提出してください。

### 6. 指定給水装置工事事業者証を汚損又は紛失した場合

◎指定給水装置工事事業者証を汚損又は紛失した場合は、「下関市上下水道局指定給水装置工事事業者証再交付申請書」（指定給水装置工事事業者規程様式第6号）により再交付を受けることができます。汚損により申請する場合には、現在交付している指定給水装置工事事業者証を添えて、申請書を提出してください。

## 7. 提出先・問合せ先

〒750-8525

山口県下関市春日町7番32号

下関市上下水道局 お客様サービス課（3階）

電話 083-231-3116

※来局が困難な場合は、上記の問合せ先にお尋ねください。

記入例

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

下関市上下水道事業管理者 殿

持参される日付を記入してください (以下同じ)。

〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 下関市春日町7番32号  
株式会社日和山設備  
日和山 次郎

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシカイシャヒヨリヤマセツビ 株式会社日和山設備		
住 所	下関市春日町7番32号		
フリガナ 代表者の氏名	ヒヨリヤマ ジウヂ 日和山 次郎		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者	日和山 太郎	日和山 次郎	〇〇年〇〇月〇〇日
役員の変更	日和山 次郎	日和山 三郎	〇〇年〇〇月〇〇日
住 所	〒750-8521 下関市南部町1番1号	〒750-8525 下関市春日町7番32号	〇〇年〇〇月〇〇日

この欄は変更後の内容で記入してください。

代表的な変更事項の記入例です。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

記入例（選任）

様式第3（第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

下関市上下水道事業管理者 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

選任と解任はそれぞれ個別に届出してください。

氏名又は名称 **株式会社日和山設備**  
 住所 **下関市春日町7番32号**  
 代表者氏名 **日和山 太郎**

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

**選任** の届出をします。  
 解任

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	<b>株式会社日和山設備</b>	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
<b>日和山 次郎</b>	<b>第12345号</b>	<b>〇〇年〇〇月〇〇日</b>
<p>選任時は「給水装置工事主任技術者免状」または「給水装置工事主任技術者証」の写しを添付してください。</p>		

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

記入例（解任）

様式第3（第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

下関市上下水道事業管理者 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

選任と解任はそれぞれ個別に届出してください。

届出者

氏名又は名称

株式会社日和山設備

住所

下関市春日町7番32号

代表者氏名

日和山 太郎

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任  
解任

の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社日和山設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
日和山 次郎	第12345号	〇〇年〇〇月〇〇日
解任時は「給水装置工事主任技術者免状」または「給水装置工事主任技術者証」の写しは不要です。		

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

記入例

様式第11 (第35条関係)

廃止

指定給水装置工事事業者 休止 届出書

再開

下関市上下水道事業管理者 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 下関市春日町7番32号  
株式会社日和山設備  
日和山 太郎

廃止

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事事業者の 休止 の届出をします。

再開

フリガナ 氏名又は名称	カノシカイシャヒヨリヤマセツ 株式会社日和山設備
住 所	下関市春日町7番32号
フリガナ 代表者の氏名	ヒヨリヤマ 知 日和山 太郎
(廃止・休止・再開) の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
(廃止・休止・再開) の理由	(例) 会社解散による (例) 個人から法人変更のため

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

廃止の記入例です。  
①廃止等の理由は具体的に記入してください。  
②廃止、休止の場合は「指定給水装置工事事業者証」を返納してください。

様式第4号（第3条関係）



下関市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業運営内容変更届出書

(届出先)  
下関市上下水道事業管理者

〇〇年 〇〇月 〇〇日

届出者 **下関市春日町7番32号**  
**株式会社日和山設備**  
**日和山 太郎**

フリガナ 氏名又は名称	かゝしつか いやませつ 株式会社日和山設備		
住 所	下関市春日町7番32号		
フリガナ 代表者の氏名	ひりやま たく 日和山 太郎		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
講習会受講状況	未受講	受講 〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
営業時間	8時00分～ 17時00分まで	8時00分～ 18時00分まで	〇〇年〇〇月〇〇日

様式第5号（第4条関係）



〇〇年 〇〇月 〇〇日

下関市上下水道局指定給水装置工事事業者証の書換え交付申請書

(届出先)  
下関市上下水道事業管理者

申請者 住所 **下関市春日町7番32号**  
**株式会社日和山設備**  
氏名 **日和山 次郎**

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

下関市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第4条第2項の規定により、下関市上下水道局指定給水装置工事事業者証の書換え交付を申請します。

指定番号	第 〇〇〇 号
氏名又は名称	<b>株式会社日和山設備</b> <b>日和山 次郎</b>
窓口に来た者の氏名及び申請者との関係	<b>日和山 次郎 (本人)</b>
書換え交付の理由	<b>代表者の変更</b>



〇〇年 〇〇月 〇〇日

下関市上下水道局指定給水装置工事事業者証再交付申請書

(届出先)  
下関市上下水道事業管理者

申請者 住所 **下関市春日町7番32号**  
**株式会社日和山設備**  
氏名 **日和山 太郎**

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

下関市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第5条の規定により、下関市上下水道局指定給水装置工事事業者証の再交付を申請します。

指定番号	第 〇〇〇 号
氏名又は名称	<b>株式会社日和山設備</b> <b>日和山 太郎</b>
窓口に来た者の氏名及び申請者との関係	<b>日和山 次郎（従業員）</b>
再交付の理由	<b>汚損したため</b>

汚損の場合は、汚損した指定給水装置工事事業者証を添えて申請してください。